

2025 年 4 月 16 日以降始期用

重要事項説明書

保険申込時の加入フォームでの入力（保険申込書への署名または記名・押印を含みます。）は、この書面の受領確認を兼ねています。

この書面では、ドコモの熱中症お見舞金保険に関する重要事項（**[契約概要]****[注意喚起情報]**等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

ドコモの熱中症お見舞金保険は、Tokio Marine X 少額短期保険株式会社（以下、弊社）を引受少額短期保険業者とする熱中症補償特約が付帯された総合生活支援保険のペットネームです。

この保険では保険証券等の書面の交付に代えて、お客様ポータルにて保険契約の締結およびその内容を証するものとして保険契約確認証を表示します。

[契約概要]

保険商品の内容をご理解いただくための事項

[注意喚起情報]

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「約款」に記載しています。保険金支払事由やお支払いに際しての制限事項、主な保険用語の説明については、弊社公式ウェブサイトに掲載している約款をご確認ください。

保険契約者と被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）が異なる場合は、この書面に記載の事項を、被保険者に必ずご説明ください。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み **[契約概要]**

この保険の「補償に関する特約」および「その他の特約」は以下のとおりです。

<補償に関する特約>

- ・熱中症補償特約

<その他の特約>

- ・携帯電話料金合算払による保険料支払に関する特約
- ・電子マネー決済による保険料支払に関する特約
- ・保険料の払込みにおけるポイントの使用に関する特約

補償に関する特約における被保険者の範囲は、以下のとおりです。

<補償に関する特約>

- ・熱中症補償特約

■被保険者の範囲（注 1）

- ・本人（注 2）
- ・配偶者
- ・子供
- ・父母（注 3）

（注 1）お申込み時に被保険者を選択いただきます。最大 10 人まで設定することができます。

（注 2）ご契約者をいいます。

（注 3）義父母を含みます。

（2）基本となる補償等

①基本となる補償 **[契約概要]** **[注意喚起情報]**

基本となる補償は、以下のとおりです。また、保険金をお支払いする場合およびお支払いしない主な場合は以下のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

<補償に関する特約>

- ・熱中症補償特約

■保険金をお支払いする場合

保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額は、保険金の種類ごとに以下の通りです。（保険期間を通じて 1 回の熱中症に対してのみお支払いします。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
治療保険金	被保険者が保険期間中に熱中症を被り、医師等の判断により病院等で点滴治療を受けたとき	保険契約確認証に記載の保険金額

入院保険金	被保険者が保険期間中に熱中症を被り、その治療を目的とする継続した2日（1泊2日）以上の入院をしたとき	保険契約確認証に記載の保険金額
救急搬送見舞金	被保険者が保険期間中に熱中症を被り、救急搬送が発生したとき	保険契約確認証に記載の保険金額

■保険金をお支払いしない主な場合

- ・契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ・被保険者の精神障害、アルコール依存または薬物依存およびこれらを原因とする事故
- ・被保険者の泥酔状態または麻薬、大麻、覚せい剤、シンナー他違法薬物（脱法薬物を含みます。）使用中の事故
- ・被保険者の法令に定める無免許運転、酒気帯び運転またはこれらに相当する運転をしている間に生じた事故
- ・地震、噴火または津波
- ・戦争、その他の変乱

各特約とも保険金をお支払いし特約が失効した場合、その後の更新や再契約も不可となります。既に契約を更新・再締結した場合でもこれを取り消すことがあります。

②その他の特約の概要 **【契約概要】**

その他の特約の概要は、以下の通りです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

■その他の特約：携帯電話料金合算払による保険料支払に関する特約

【概要】

この特約を付帯した場合、弊社が指定する携帯電話事業者の携帯電話の利用料金と合わせて保険料を決済いただけます。

■その他の特約：電子マネー決済による保険料支払に関する特約

【概要】

この特約を付帯した場合、弊社が指定する支払サービス事業者等が提供する、通貨と同等の価値および流通性のある電子データにて保険料を決済いただけます。

■その他の特約：保険料の払込みにおけるポイントの使用に関する特約

【概要】

この特約を付帯した場合、弊社が指定するポイント発行会社が発行するポイント相当額をもって保険料を払込みいただけます。

③保険金額の設定 [契約概要]

保険金額の設定にあたっては、以下の a. ～ c. にご注意ください。

- a. お客さまが実際に契約する各保険金額については、保険申込時の加入フォームの保険金額欄（契約プランの選択）、普通保険約款・特約等でご確認ください。
- b. 各保険金額は、引受けの限度額があります。各保険金額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。
- c. 各保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ 等をご確認ください。

④保険期間および補償の開始・終了時期[契約概要] [注意喚起情報]

■保険期間

1 日～210 日から選択（ただし、毎年 4 月 16 日から 11 月 15 日の期間内）

■補償の開始時期

始期日の午前 0 時（これと異なる時刻が保険契約確認証に記載されている場合は、その時刻）

■補償の終了時期

満期日の午後 23 時 59 分

（3）保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料決定の仕組み [契約概要]

保険料はご契約の保険金額、保険期間等によって決定します。お客様が実際に契約する保険料については、保険申込時の加入フォーム等でご確認ください。

②保険料の払込方法 [契約概要] [注意喚起情報]

ご契約の保険料の払込方法は、以下の通りです。

「電話料金合算払い（一括）」

「d 払い残高払い（一括）」

「クレジットカード払い（一括）」

「d ポイントの利用（一括）」

※d ポイントでお支払いされる場合、1 ポイントは1 円に換算されます。

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた保険金支払事由に対しては、保険金をお支払いしません。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い **[注意喚起情報]**

保険料払込期日の翌月末日までに決済が行われない場合、保険金支払事由が発生しても、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

(4) 満期返戻金・契約者配当金 **[契約概要]**

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務（加入フォーム入力上の注意事項） **[注意喚起情報]**

保険契約者、被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。（取扱代理店には告知受領権が無いため、弊社に直接告知いただきます）

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるものです。

■告知事項

本商品に告知事項はございません。

(2) クーリングオフ **[注意喚起情報]**

この保険は、保険期間が1 年以内となるため、ご契約のお申し込み後、お申し込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 **[注意喚起情報]**

ご契約後、以下の事実が発生する場合には、契約内容の変更等が必要です。直ちに弊社にご通知ください。

- ①保険契約確認証記載の住所やメールアドレス等の連絡先を変更した場合
- ②契約条件を変更する場合

(2) 解除に伴う保険料の返還 **[契約概要]** **[注意喚起情報]**

ご契約を解除する場合は、弊社に速やかにお申出ください。

- ・ご契約の解除に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保

険料を返還します。

- ・解除の条件または解除日から満期日までの期間に応じて、保険料を返還します。ただし、返還する金額は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から解除日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

(3) 被保険者による保険契約の解除請求[注意喚起情報]

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者に解除を求めることができます。この場合、保険契約者は解除しなければなりません。

4 保険金支払事由発生時におけるご確認事項

(1) 請求手続き

ご契約後、保険金支払事由が発生した場合は、遅滞なく弊社にご通知ください（弊社ホームページに掲載している保険金請求受付フォームより、必要な情報を遅滞なく入力してください。）。請求に必要な書類や手続き方法をご案内します。

(2) 請求に必要な情報・主な書類

保険金のご請求に必要な情報や主な書類は以下の①②の通りです。詳細は通知を頂いた際にもご案内致します。（①②以外の情報や書類についても、ご提出をいただくケースがあります。）

①以下のいずれかの保険金請求者のご本人確認書類

- ・運転免許証 ・健康保険証 ・住民票 ・印鑑証明書 ・旅券（パスポート） ・在留カード
- ・特別永住者証明書 ・官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳など）
- ・運転経歴証明書

②保険金請求に必要な情報・主な書類

- ・医師からの診断書もしくは診断書のデータ
- ・治療等に必要とした費用の領収書
- ・救急搬送証明書 等

5 その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限 [注意喚起情報]

この保険はインターネットを経由し弊社と保険契約を締結いただきます。ご契約内容の確認や変更の手続きについては、お客様ポータルをご利用ください。

取扱代理店は、保険契約の締結、保険料の受領、契約内容変更の手続きなど、保険契約締結の代理業務を行う権限はありません。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い **【注意喚起情報】**

①少額短期保険業者の業務もしくは収支の状況に照らして事業の継続に影響を及ぼす状況となった場合は、保険金を削減してお支払いすることがあります。また、保険期間中に以下の措置を講じることがあります。

(ア) 保険料の増額

(イ) 保険金額の減額

②少額短期保険業者の経営が破綻した場合は、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の適用はありません。また、保険業法第 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する 補償対象契約（破綻保険会社に係る保険契約のうち内閣府令・財務省令で定める保険契約）にも該当しません。

(3) 個人情報の取扱いについて **【注意喚起情報】**

弊社および東京海上グループ各社（注）は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲内に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、他の少額短期保険業者、一般社団法人日本少額短期保険協会等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等の間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

（注）「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の弊社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命

保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。弊社における個人情報の取扱いについて（プライバシー・ポリシー）は、弊社ホームページをご参照ください。

■契約等の情報交換について

弊社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページをご参照ください。

(4) 指定紛争機関 [注意喚起情報]

弊社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、弊社が契約する「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」
TEL 0120-82-1144

Tokio Marine X 少額短期保険株式会社へのお問い合わせ
保険商品に関するお問い合わせは、弊社公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【公式ウェブサイト】

<https://www.tokiomarine-x.co.jp>

【お問合せフォーム】

<https://www.tokiomarine-x.co.jp/inquiry/>

募集文書番号：007-BD-0309-202412